

福岡県鉱工業指数の基準改定について

平成 20 年 11 月 26 日

福岡県企画・地域振興部調査統計課

1 改定の趣旨

政府及び関係機関で作成する主要経済指標としての各種経済指数については、相互間の比較利用を容易にするため、「指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0または5の付く年とする」（昭和56年3月20日統計審議会答申）とされている。

本県では、県内の鉱工業活動を表す指標として鉱工業指数を毎月作成しているが、この答申に基づき、基準年次を平成12年（2000年）から平成17年（2005年）に改定した。

また、前回の改定時から変化した本県の産業構造を踏まえ、指数のよりいっそうの精度向上等を図る観点から、採用品目の見直し、ウエイトの算定等を行った。

2 改定する指数系列・期間

平成17年基準に改定するのは、現在公表している、生産指数（付加価値額ウエイト）、出荷指数、在庫指数の3系列で、平成15年1月分まで遡及して作成する。

今後の鉱工業指数の作成・公表は、次期基準（平成22年基準）が策定される平成25年秋頃まで、平成17年基準が利用されることになる。

3 改定の主な内容

（1）基準及び品目ウエイトの算定年次変更

指数の基準及び品目の算定年次を現行の平成12年から平成17年に変更する。これにより各指数値は、平成12年の平均値を100.0とした比率から、平成17年の平均値を100.0とした比率で表されるものに変更される。

（2）採用品目の見直し

工業統計調査、経済産業省生産動態統計調査、福岡県生産動態統計調査をベースに、平成12年（前回基準年）と比較して生産が伸びてきた品目を新たに採用し、逆に生産が減少した品目を非採用とした。

〈主な新規採用品目〉

普通鋼冷間仕上鋼材、貯蔵槽、フラットパネルディスプレイ製造装置 等

〈主な非採用品目〉

整地機械、金銭登録機、タオル 等











